

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○就業構造基本調査規則（昭和五十七年総理府令第二十五号）抄

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（調査事項等）</p> <p>第六条 就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 十五歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ 就業理由</p> <p>ロ 転職及び追加就業希望に関する事項</p> <p>ニ 副業に関する事項</p> <p>ホ 新規就業希望に関する事項</p> <p>ヘ 調査時の一年前の就業状態</p> <p>ヘ 前職に関する事項</p> <p>ニ 職業訓練及び自己啓発に関する事項</p> <p>ハ 育児及び介護の状況</p> <p>（削除）</p> <p>二 （略）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（調査の方法及び期間）</p> <p>二 前項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月二十日までの間に行う。</p>	<p>（調査事項等）</p> <p>第六条 就業構造基本調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項を調査する。</p> <p>一 十五歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>イ （新設）</p> <p>ロ 転職及び追加就業希望に関する事項</p> <p>ニ 副業に関する事項</p> <p>ホ 新規就業希望に関する事項</p> <p>ヘ 調査時の一年前の就業状態</p> <p>ヘ 前職に関する事項</p> <p>ニ 職業訓練及び自己啓発に関する事項</p> <p>ハ 育児及び介護の状況</p> <p>ニ 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による仕事への影響</p> <p>二 （略）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>（調査の方法及び期間）</p> <p>二 前項の規定による調査は、実施年の九月二十三日から翌月十五日までの間に行う。</p>

(事務の委託)

第十二条の二 都道府県知事は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第八条第二項の規定により調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一 共同住宅又は長屋

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百十四条第一項に規定する各種学校に在学している者が、通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

三 社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る施設をいう。)及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(入所により利用されるものに限る。)

四 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第二項	統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区(市町村)から指定された町村長から指定された同項各号に掲げる施設
	第十二条の二第一項の規定により都道府県知事から調査員が行うこととされている事務を委託された同項各号に掲げる施設

(新設)

項 第十二条第一		項 第十一条第二	項 第十一条第一	項 第十一条第一	項 第十一条の見出し	項 第八条第五項	
調査員（第八条第一 四項の規定により	証票	その事務	統計調査員 を示す証票	市町村長 統計調査員 その身分及び指導 員又は調査員の別 を示す証票	当該統計調査員の 氏名	統計調査員を設置 した	れた調査区をいう 。以下同じ。）
委託管理団体	委託管理団体証	第十二条の二第一項の規 定により委託管理団体が 行うこととされている事 務	委託管理団体に所属する 者	都道府県知事 委託管理団体 委託管理団体証	委託管理団体の名称	第十二条の二第一項の規 定により第二項に掲げる 調査員が行うこととされ ている事務を委託管理団 体に委託して行うことと した	を管理し、又は運営する 法人その他の団体（以下 「委託管理団体」という ）は、担当調査区

第十四条第三 項及び第十五 条	調査員の事務の一 部を行う指導員を 含む。第十四条第 三項において同じ 。	委託管理団体
-----------------------	---	--------

(期間の変更)

第十三条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、第十二条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 (略)

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、第十二条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)

(期間の変更)

第十三条 市町村長は、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 (略)

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)